

コンプライアンス規程

第1条（目的）

本規程は、特定非営利活動法人Woods（以下「法人」という。）における法令、定款及び内部規程の遵守（以下「コンプライアンス」という。）を徹底し、事業活動の公正かつ適正な運営を確保するとともに、利用者（児童生徒及びその保護者を含む。）の安全と権利を守ることを目的とする。

第2条（基本方針）

法人の役員、職員及びボランティア等（以下「役職員等」という。）は、以下を基本方針として行動する。

1. 法令、定款及び内部規程を遵守すること
2. 利用者の安全・安心及び尊厳を最優先とすること
3. 公正かつ誠実に業務を遂行すること
4. 社会的信頼を損なう行為を行わないこと

第3条（適用範囲）

本規程は、法人の役員、職員、非常勤職員、業務委託者及びボランティア等、法人の活動に関わるすべての者に適用する。

第4条（コンプライアンス体制）

1. 法人は、コンプライアンス体制として以下を置く。
 - (1) コンプライアンス担当理事
 - (2) コンプライアンス責任者
2. コンプライアンス担当理事は、理事会の決議により、代表理事以外の理事から選任する。
3. コンプライアンス担当理事は、法人におけるコンプライアンスに関する事項を統括し、理事会に対して必要な報告を行う。
4. コンプライアンス責任者は、コンプライアンス担当理事が指名する者とし、コンプライアンス体制の整備および運用を担う。

第5条（役割及び対応）

1. コンプライアンス担当理事は、以下の役割を担う。
 - (1) コンプライアンス施策の最終責任
 - (2) 重大事案への対応統括
 - (3) 理事会への報告
2. コンプライアンス責任者は、以下を行う。
 - (1) 体制の整備・運用
 - (2) 事案発生時の事実確認及び原因の究明
 - (3) 再発防止策の検討及び実施
 - (4) 必要に応じた報告
3. 法令違反その他の重大なコンプライアンス違反が認められた場合は、関係者に対し、職員については就業規則第59条、第60条および第61条の定め、役員については定款第17条および理事会決議、その他の者については個別契約または規約等に基づき、適切な措置を講じる。
4. 重大なコンプライアンス違反が認められた場合には、法人は、個人情報等に配慮した上で、必要に応じてその概要及び再発防止策を公表するものとする。

5. 重大なコンプライアンス違反に関する調査にあたっては、必要に応じて外部の専門家等の関与を得るものとする。
6. 前項の調査に基づき措置を講じる場合には、当該関係者に対し、事前に弁明の機会を与えなければならない。

第6条（報告・相談）

1. 役職員等は、コンプライアンス違反又はそのおそれがある事象を認知した場合、速やかに報告しなければならない。
2. 報告は、上長または法人が指定する方法（口頭、LINE、メール等）により行うものとする。
3. 緊急時又は上長への報告が困難な場合は、コンプライアンス担当理事へ直接報告することができる。

第7条（利用者の安全及び権利の保護）

役職員等は、以下を遵守しなければならない。

1. 利用者の身体的・心理的安全を確保すること
2. 不適切な関わり（暴力、威圧、差別的言動等）を行わないこと
3. 利用者の人格及び尊厳を尊重すること

第8条（個人情報及び守秘義務）

1. 役職員等は、業務上知り得た個人情報を適切に管理し、目的外利用及び第三者への漏えいをしてはならない。
2. 特に、以下の情報の取り扱いには十分注意する。
 - (1) 利用者及び保護者の個人情報
 - (2) 学習状況、支援内容
 - (3) 診断・特性等に関する情報
3. この義務は、退職後又は活動終了後も同様とする。

第9条（SNS及び写真等の取扱い）

1. 利用者の写真、動画及び個人が特定され得る情報の取り扱いは、法人の定めるルール及び保護者の同意に基づき行う。
2. 無断での撮影、投稿及び第三者への提供をしてはならない。

第10条（ボランティアの責務）

ボランティアは、以下を遵守する。

1. 守秘義務を遵守すること
2. 活動に関する連絡を適切に行うこと
3. 無断で活動を中断しないこと
4. 法人の方針に従い行動すること

第11条（寄附金及び助成金の適正管理）

1. 寄附金及び助成金は、目的に従い適正に使用する。
2. 不正使用、私的流用、虚偽報告等を行ってはならない。

第12条（内部通報）

内部通報については、別に定める内部通報規程に従うものとする。

第13条（研修）

法人は、役職員等に対し、コンプライアンスに関する研修を適宜実施する。

第14条（懲戒）

1. 本規程に違反した場合は、関係者に対し、職員については就業規則第59条、第60条および第61条の定め、役員については定款第17条および理事会決議、その他の者については個別契約または規約等に基づき、適切な措置を講じる。
2. 前項の措置を講じるにあたっては、当該関係者に対し、事前に弁明の機会を与えるものとする。

第15条（改廃）

本規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

本規程は、令和8年5月1日より施行する。